

令和 8 年 8 月 10 日

組合員のみなさまへ

大阪市職員共済組合
(保健医療係：6208-7591～7593)

高額療養費制度の見直しについて

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和 8 年 7 月 29 日に公布されたことに伴い、地方公務員等共済組合法施行令が改正（令和 8 年 8 月 1 日施行、令和 9 年 8 月 1 日施行）され、高額療養費制度の見直しが行われましたので、次のとおりお知らせします。

記

1 令和 8 年 8 月からの高額療養費制度の見直しについて

持続可能な医療保険制度の実現の観点から、低所得の方の負担に配慮しつつ、高額療養費の自己負担限度額（月額上限）が引き上げられます。一方で、「多数回該当」※の金額は維持され、新たに「年間上限」が設けられるとともに、年収 200 万円未満の方の「多数回該当」の金額が引き下げられるなど、長期療養者や低所得者へのセーフティネット機能が強化されます。

※ 多数回該当とは、当月を含む過去 12 か月以内に同一保険者内で高額療養費に該当した月が 3 か月以上あった場合、4 か月目以降は自己負担限度額が低くなる制度です。

(1) 適用年月日

令和 8 年 8 月 1 日受診分から

(2) 自己負担限度額（月額上限）及び多数回該当の金額の変更並びに年間上限の詳細

組合員又は被扶養者の同一月内の医療費の自己負担限度額（月額上限）は、年齢及び所得に応じて、別添「高額療養費の自己負担限度額等一覧」に記載のとおり算出されます。

(3) 年間の高額療養費（年間上限）について

「年間上限」は、月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間（8 月から翌年 7 月まで）の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、当組合から「年間の高額療養費」として支給されるものです。

また、当組合においては、附加給付（一部負担金払戻金・家族療養費附加金）がありますので、自己負担額の積み上げは、窓口で支払った負担額から当組合が支給した高額療養費及び附加給付を控除し、なお残った金額の合計になります。

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令及び地方公務員等共済組合法

施行規則の一部を改正する省令が令和 8 年 7 月 31 日に公布されたことに伴い、地方公務員等共済組合法施行規程及び地方公務員等共済組合法施行規則が改正（令和 8 年 8 月 1 日施行）され、「年間の高額療養費」の請求書に記載する項目等が定められましたが、請求方法等の詳細について、上部団体の全国市町村職員共済組合連合会に確認中のため、改めてお知らせします。

（４） 制度見直しに伴う手続きについて

今回の制度見直しに伴う手続きは原則不要です。当組合の附加給付に変更はありません。

マイナ保険証又は有効期限内の限度額適用認定証もしくは限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方は、そのままご利用いただけます。

また、医療費が自己負担限度額（月額上限）を超えた場合は、超えて支払った分を高額療養費又は附加給付として、医療機関等からのレセプト（診療報酬明細書）による医療費の請求に基づき、受診月から 3 か月後を目安に自動払いを行っていますので、原則として申請の必要ありません。

なお、医療機関等からの医療費の請求が遅れた場合は支給が遅れますが、既に支給した同月診療月の給付金がある場合は、支給額の変更により返還金が生じる場合があります。

2 令和 9 年 8 月からの高額療養費制度の見直しについて

高額療養費制度の見直しは段階的に進められ、令和 9 年 8 月にも見直しが行われます。

概要は以下のとおりですが、詳細については、改めてお知らせします。

- ・自己負担限度額の所得区分、月額上限及び外来特例の細分化
 - ※外来特例は、70 歳以上の方のみ
- ・一部所得区分において多数回該当の見直し
- ・一部所得区分において年間上限の見直し

〔参考〕

- ・当組合ホームページ掲載箇所

トップページ＞短期給付（健康保険）＞高額な医療費がかかったとき（高額療養費・限度額適用認定証・特定疾病療養受療証・附加給付）

<https://city-osaka-kyosai.or.jp/tanki/kougaku/>

- ・厚生労働省ホームページ

[高額療養費制度を利用される皆さまへ | 厚生労働省](#)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuohoken/juuyou/kougakuiryuu/index.html